様式第10号（第6条関係）

年　　　 月　　 日

　　　　　　　　　様

三股町長

三股町ひなた暮らし実現応援支援金交付決定通知書

　三股町ひなた暮らし実現応援支援金交付要綱第６条に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　　　　　　　　　円

（備考）

１　町長は、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に三股町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・移住支援金の申請の日から1年以内に宮崎県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさないことが明らかと町長が判断し、交付決定を取り消された場合：全額

・申請日から３年以上５年以内に三股町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　町長は、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領の規定に基づき、宮崎県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。